

令和7年度西播磨暮らしサポートセンター運営事業仕様書

1 事業の目的

過疎化が進んでいる西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）において、移住・定住人口の増加を図るため、西播磨県民局（以下、「県民局」という。）が平成24年度から西播磨暮らしサポートセンター（以下、「センター」という。）を設置し、その運営を委託している。

2 委託する業務内容

(1) 相談窓口の設置

移住コーディネーターを配置し、電話・オンライン相談、面談などを実施する。

- ① 場 所 西播磨地域内（西播磨総合庁舎県民ホール内賃貸料無償での使用可）

※ 専用の相談スペースを設けること。

※ 現在、使用している以下の電話・FAX番号及びメールアドレスを窓口として引き継ぐこと。

なお、運営事務局を現在の西播磨総合庁舎県民ホール内から移転し、電話・FAX番号が変更となる場合においても以下の番号を窓口とし、転送により対応すること。

○電話・FAX番号：0791-58-1252

○メールアドレス：nisiharima-kurasi@alpha.ocn.ne.jp

- ② 相談体制 移住コーディネーター2名程度（2名：週4日程度常駐すること）

- ③ 相談日時 平日5日程度 9:00～17:00

(2) 出張相談の実施 ※会場使用料不要

移住コーディネーターが2か月に1回程度出張し、移住検討者の相談に対応する。

事前に広報用のチラシ（A4、カラー、1,000枚程度）を作成し、関西圏のハローワークやふるさと回帰支援センター等への送付、移住フェア等での配布を行う。

また、事前にセンターの利用登録済みの会員に対して、ダイレクトメール（100件程度）や郵送（10件程度）により開催について周知する。

- ① 場 所 シティプラザ大阪1階（大阪ふるさと暮らし情報センター）

- ② 相談日時 第2土曜日（代休有り）（予定）

(3) 移住フェアへの出展

当県や他団体主催の移住フェアに出展する。

事前にセンターの利用登録済みの会員に対して、ダイレクトメール（100件程度）や郵送（10件程度）により開催について周知する。

- ① 場 所 東京、大阪（オンライン開催となる場合も有り）

- ② 実施回数 年5回程度（土・日曜日、祝日（代休有り））

※ うち1回は出展料（12万円程度）が必要。

(4) 岡山県との合同移住セミナーの実施 ※会場使用料不要

当県、岡山県両県での合同移住セミナーを実施する。

内容の詳細については、県民局、センター、岡山県で今後協議する。

また、事前にセンターの利用登録済みの会員に対して、ダイレクトメール（100 件程度）や郵送（10 件程度）により開催について周知する。

- ① 場 所 大阪、東京
- ② 実施回数 年2回（土・日曜日、祝日（代休有り））

(5) 日本政策金融公庫との合同セミナーの実施

継業について、日本政策金融公庫との合同セミナーを実施する。

内容の詳細については、県民局、センター、日本政策金融公庫で今後協議する。

また、事前にセンターの利用登録済みの会員に対して、ダイレクトメール（100 件程度）や郵送（10 件程度）により開催について周知する。

- ① 場 所 大阪（予定）
- ② 実施回数 年1回（土・日曜日、祝日（代休有り））

(6) 西播磨暮らしオーダーメイド型プチツアーの実施

レンタカーでの空き家等の物件案内に加え、移住検討者の希望に応じて先輩移住者との交流の機会等を提供するツアーを実施する。

事前に広報用のチラシ（A4、カラー、1,000 枚程度）を作成し、関西圏のハローワークやふるさと回帰支援センター等への送付、移住フェア等での配布を行う。

また、事前にセンターの利用登録済みの会員に対して、ダイレクトメール（100 件程度）や郵送（10 件程度）により開催について周知する。

実施回数 年30回程度 ※移住検討者の都合により土・日曜日、祝日も対応（代休有り）
（回数は移住検討者の要望に応じて変動）

(7) 空き家バンクの登録及び相談会の開催

空き家の所有者との面談や現地確認などにより、バンク登録を行う。

※ バンク登録する空き家の仲介業者については、所有者にリストから選定してもらうこととする。

さらに、その促進を図るため、市町と協力して管理に困っている所有者への相談会を開催する。

事前に市町と協力して広報用のチラシ（A4、カラー、6,000 枚程度）を作成し、市町を通じて地域に配布する。なお、その印刷の発注に要する経費はセンターが全額負担する。

実施回数 年3回程度（回数は市町の要望に応じて変動）

(8) 西播磨暮らしの情報発信

既存のHP「移住定住情報サイト 西はりまぐらし」を活用する。

また、SNS、動画及びターゲティング広告等により、移住検討者に情報発信を行う。

※ HP「移住定住情報サイト 西はりまぐらし」に係る必要経費は、別途予算化予定（今年度の委託契約額(440,000円)と同額程度)のため、事業限度額に含まない。

(9) 月次報告・実績報告

毎月、15日までにその前月のセンターの相談件数・移住者数、センターと管内市町の空き家バンク登録数等の実績を取りまとめ、既存の様式で提出する。

また、毎月1回以上、県民局と事業に係る打合せを行う。

委託業務完了時には、実績報告書を県民局に提出し、完了検査を受ける。

(10) その他

業務内容について、経費の調整等により見直しや追加が必要となる場合は、県民局と協議の上、実施する。

※ 再委託について

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県民局に提出し、県民局の書面による承認を得た後、県民局が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県民局に対し全ての責任を負うものとする。

3 事業実施期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）

4 事業限度額

8,240,000円以内（消費税及び地方消費税含む）